

政令第九十四号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則第四条第三項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第八条第一項及び恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（平成二十一年度における恩給改定率）」に改め、同条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「〇・九六七」を「〇・九七六」に改める。

第二条の見出しを「（平成二十年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料等の年額）」に改め、同条第一項中「平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料の年額にあっては、四〇二、〇〇〇円」

を「次の各号に掲げる扶助料の年額の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料の年額 四〇二、〇〇〇円

二 平成二十一年十月分から平成二十二年九月分までの扶助料の年額 四〇三、四〇〇円

三 平成二十二年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料の年額 四〇四、八〇〇円

第二条第二項中「平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額にあつては、十二万五百五十円」を「次の各号に掲げる傷病者遺族特別年金の年額の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十二万五百五十円

二 平成二十一年十月分から平成二十二年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十三万六千六百五十

円

三 平成二十二年十月分から平成二十三年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額 十五万二千八百円

## 附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 理由

平成二十一年度における恩給改定率を定めるとともに、平成二十一年十月分から平成二十三年九月分までの年額の普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別年金の遺族加算額を定める必要があるからである。